



県章

山形県公報

平成26年4月22日(火)

第2538号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

| | | |
|--------------------|-----------------|------|
| ○指定居宅サービス事業者の指定 | (庄内総合支庁地域保健福祉課) | …487 |
| ○指定介護老人福祉施設の指定 | (同) | …488 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定 | (同) | …同 |
| ○生活保護法による指定医療機関の指定 | (地域福祉推進課) | …489 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定 | (同) | …同 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出 | (村山総合支庁農村計画課) | …同 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | (同) | …490 |
| ○同 | (同) | …491 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | (同) | …492 |
| ○土地改良区の役員の退任の届出 | (庄内総合支庁農村計画課) | …同 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | (同) | …同 |
| ○市町村が行う国土調査の指定 | (農村整備課) | …493 |
| ○道路の区域の変更 | (置賜総合支庁建設総務課) | …同 |
| ○同 | (同) | …同 |
| ○一般国道の供用の開始 | (同) | …494 |
| ○県道の供用の開始 | (同) | …同 |
| ○事業の認定 | (県土利用政策課) | …同 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (置賜総合支庁建築課) | …496 |

教育委員会関係

告 示

| | |
|-------------------|---|
| ○山形県教育委員会4月定例会の招集 | 同 |
|-------------------|---|

公 告

| | | |
|--------------------|---------------|------|
| ○一般競争入札の公告 | (情報企画課) | …同 |
| ○同 | (同) | …498 |
| ○同 | (同) | …499 |
| ○平成26年度調理師試験の実施 | (食品安全衛生課) | …501 |
| ○調理師試験指定試験機関の名称の変更 | (同) | …同 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | (商業・まちづくり振興課) | …同 |

告 示

山形県告示第410号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------|---|----------|------------|
| 社会福祉法人平田厚生会 | 寿康園指定短期入所生活介護事業所 酒田市榑橋字大柳3番地1 | 短期入所生活介護 | 平成26. 4. 1 |
| 社会福祉法人正覚会 | ライフケア黒森ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 酒田市黒森字葎葉山54番10 | 同 | 同 |
| 社会福祉法人みのり福祉会 | ラ・ルーナ短期入所生活介護事業所 東田川郡庄内町余目字矢口92番地1 | 同 | 同 |
| 社会福祉法人遊佐厚生会 | ショートステイにしだて 飽海郡遊佐町吹浦字西楯23番地の9 | 同 | 同 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 松濤荘指定短期入所生活介護事業所 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山7番地1 | 同 | 同 |

山形県告示第411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護老人福祉施設の開設者の名称 | 指定介護老人福祉施設の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|-------------------|----------------------------------|------------|------------|
| 社会福祉法人平田厚生会 | 特別養護老人ホーム寿康園 酒田市榑崎字大柳3番地1 | 介護福祉施設サービス | 平成26. 4. 1 |
| 社会福祉法人遊佐厚生会 | 特別養護老人ホームゆうすい 飽海郡遊佐町遊佐字木ノ下2番地 | 同 | 同 |

山形県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------------|---|--------------|------------|
| 社会福祉法人平田厚生会 | 寿康園指定短期入所生活介護事業所 酒田市榑橋字大柳3番地1 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成26. 4. 1 |
| 社会福祉法人正覚会 | ライフケア黒森ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 酒田市黒森字葎葉山54番10 | 同 | 同 |
| 社会福祉法人みのり福祉会 | ラ・ルーナ短期入所生活介護事業所 東田川郡庄内町余目字矢口92番地1 | 同 | 同 |
| 社会福祉法人遊佐厚生会 | ショートステイにしだて 飽海郡遊佐町吹浦字西楯23番地の9 | 同 | 同 |
| 社会福祉法人山形県社会福祉事業団 | 松濤荘指定短期入所生活介護事業所 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山7番地1 | 同 | 同 |

山形県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|---------------|------------|
| 近 藤 医 院 | 天童市糠塚二丁目8番30号 | 平成26. 4. 1 |

山形県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|----------------------------------|----------------|------------|
| 居宅介護支援事業所ながすず | 居 宅 介 護 支 援 | 上山市長清水二丁目5番19号 | 平成26. 4. 1 |
| 小規模多機能型居宅介護ながすず | 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 上山市長清水二丁目5番19号 | 同 |
| グループホームながすず | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 上山市長清水二丁目5番19号 | 同 |
| 地域密着型特別養護老人ホームながすずの里 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 上山市長清水二丁目5番19号 | 同 |

山形県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|---------|-----------------|
| 理 事 | 鈴 木 貞 悦 | 村山市楯岡鶴ヶ町一丁目1番9号 |
| 同 | 小 関 幸 藏 | 同 新町一丁目6番33号 |
| 同 | 西 塚 茂 男 | 同 大字名取201番地 |

| | | | |
|----|------|---|----------------|
| 同 | 板垣誠 | 同 | 881番地の内第1号 |
| 同 | 柴田一弥 | 同 | 河島甲9番地 |
| 同 | 兵庫和夫 | 同 | 櫛山28番地の3 |
| 同 | 安達茂 | 同 | 土生田1964番地 |
| 同 | 石山公己 | 同 | 本飯田594番地 |
| 同 | 横尾芳也 | 同 | 東根市一本木二丁目2番48号 |
| 同 | 宮下敏徳 | 同 | 本丸北一丁目5番12号 |
| 同 | 鈴木勝 | 同 | 大字長瀬1083番地 |
| 同 | 森谷敏正 | 同 | 806番地 |
| 同 | 伊藤敏夫 | 同 | 1315番地 |
| 監事 | 柴田雅彦 | 同 | 村山市大字河島甲5番地 |
| 同 | 松田高雄 | 同 | 東根市本丸西二丁目2番18号 |
| 同 | 丹野哲郎 | 同 | 村山市楯岡楯11番8号 |

山形県告示第416号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山東根土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|------|------------------|
| 理事 | 安達修蔵 | 村山市楯岡新町二丁目11番30号 |
| 同 | 元木久雄 | 同 荒町一丁目1番2号 |
| 同 | 板垣誠 | 同 大字名取881番地の内第1号 |
| 同 | 柴田一弥 | 同 河島甲9番地 |
| 同 | 田中和幸 | 同 乙166番地 |
| 同 | 板垣厚志 | 同 櫛山11番地 |
| 同 | 安達茂 | 同 土生田1964番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|----------------|
| 同 | 石 山 公 己 | 同 | 本飯田594番地 |
| 同 | 横 尾 芳 也 | 同 | 東根市一本木二丁目2番48号 |
| 同 | 宮 下 敏 徳 | 同 | 本丸北一丁目5番12号 |
| 同 | 森 谷 敏 正 | 同 | 大字長瀬806番地 |
| 同 | 伊 藤 敏 夫 | 同 | 1315番地 |
| 同 | 鈴 木 勝 | 同 | 1083番地 |
| 監 事 | 柴 田 雅 彦 | 同 | 村山市大字河島甲5番地 |
| 同 | 松 田 高 雄 | 同 | 東根市本丸西二丁目2番18号 |
| 同 | 丹 野 哲 郎 | 同 | 村山市楯岡楯11番8号 |

山形県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山形市東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-----------|---------------|
| 理 事 | 鈴 木 信 雄 | 山形市大字風間36番地 |
| 同 | 鈴 木 傳 内 | 同 落合町673番地 |
| 同 | 東 海 林 光 男 | 同 鈴川町四丁目8番36号 |
| 同 | 池 野 吉 一 | 同 千歳二丁目6番2号 |
| 同 | 三 澤 友 吉 | 同 大字青野648番地 |
| 同 | 高 橋 吉 信 | 同 青柳880番地 |
| 同 | 伍 嶋 啓 三 | 同 落合町669番地 |
| 同 | 森 谷 勝 司 | 同 大字風間499番地 |
| 同 | 村 岡 新 六 | 同 落合町165番地 |
| 同 | 佐 藤 廣 吉 | 同 大野目町637番地 |
| 監 事 | 佐 藤 文 一 | 同 落合町438番地 |

| | | | |
|---|------|---|-------------|
| 同 | 武田充弘 | 同 | 鈴川町三丁目1番74号 |
|---|------|---|-------------|

山形県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日
平成26年4月9日

山形県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|------|--------------|
| 理事 | 佐藤章男 | 酒田市広岡新田498番地 |
| 同 | 菅原康喜 | 同 浜中甲136番地 |
| 同 | 佐藤鉄美 | 同 乙90番地 |
| 同 | 高橋豊 | 同 丁499番地 |
| 同 | 佐藤功 | 同 広岡新田484番地 |
| 同 | 早坂一人 | 同 浜中乙230番地 |

山形県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浜中広岡土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|------|--------------|
| 理事 | 佐藤章男 | 酒田市広岡新田498番地 |
| 同 | 菅原康喜 | 同 浜中甲136番地 |

| | | | |
|---|------|---|-----------|
| 同 | 佐藤鉄美 | 同 | 乙90番地 |
| 同 | 佐藤功 | 同 | 広岡新田484番地 |
| 同 | 早坂一人 | 同 | 浜中乙230番地 |

山形県告示第421号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、国土調査として次のとおり指定した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 指定年月日
平成26年4月1日
- 2 調査を行う者の名称
遊佐町
- 3 調査地域
飽海郡遊佐町杉沢の一部
- 4 調査期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月22日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 121号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------|---|------|------------------|-----------|
| 米沢市大字口田沢字潜清水99番1から | | 旧 | 47.0メートル | 1,227メートル |
| 同 字中町ノ一899番2まで | | | 11.2 | |
| 同 | 上 | 新 | 47.0メートル 13.3 | 同上 |

山形県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月22日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成26年4月22日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 南陽市小滝字坊之里四1589番1から | | 旧 | 31.4メートル | 473メートル |
| 同 字淋五193番1まで | | | 8.0 | |
| 同 | 上 | 新 | 31.4メートル | 同上 |
| | | | 8.0 | |

山形県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月22日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 121号
- 2 供用開始の区間 米沢市大字口田沢字潜清水99番1から
同 字町尻道北一374番7まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月22日

山形県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年4月22日から同年5月5日まで縦覧に供する。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市小滝字坊之里四1589番1から
同 字淋五193番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年4月22日

山形県告示第426号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称
学校法人高橋学園
- 2 事業の種類
認定こども園まつかわ幼稚園（仮称）移転改築事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 東置賜郡高島町大字福沢字福沢二地内
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
認定こども園まつかわ幼稚園（仮称）移転改築事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である学校法人高橋学園は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業により認定こども園（幼稚園型）に移行する予定の現施設は、築後39年以上経過しており、老朽化が目立ち始めている。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加により、世代を通じての子育てを学ぶ機会の減少や地域社会の子育て機能の低下など、保護者・幼児を取り巻く社会環境の変化により、幼児に必要な教育・保育ニーズが多様化してきており、既存の幼児施設では対応が困難な状況となっている。

本件事業は、これらの問題への対応として、認定こども園（幼稚園型）を設置するものである。本件事業により、保育に欠ける子どものための保育時間を確保する保育機能と、保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う等の地域における子育て支援機能を兼ね備えた施設となることで、多様化する教育・保育ニーズに対応することが可能となり、教育環境・保育環境の充実が図られる。

併せて、本件事業の施行により、自然災害時等における園児及び教職員等の安全確保を図るものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えられるものの、工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 地域に密接な関わりを持つ施設のため、現施設の近隣に位置していること。

(ロ) 事業に必要な面積（約8,000㎡）が確保できること。

(ハ) 交通面等、周辺環境の安全が確保できること。

(ニ) 交通量の多い路線から出入りする必要がないところにあり、騒音が少なく、送迎や散歩等の園外活動等で園児の安全が確保できる等、周辺環境が良好であること。

(ホ) 用地費、工事費等、経済性に優れていること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、起業地は、学童保育施設に隣接し、これまで主要行事の相互交流を行う等広範に連携してきた保育所及び地域の小学校も近く、かつ、現施設の近隣に位置していることから、地域と密着した幼・保・小連携の教育を行うことが期待でき、また、交通量の多い幹線道路から離れており周辺環境の安全性が確保されていることなどの理由により、安全性、教育的効果及び経済的観点から総合的に勘案すると本件事業の起業地は最も合理的であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 本件事業により認定こども園に移行する予定の現施設は、改築後39年以上経過していることから、施設設備の老朽化により、幼児、職員及び来園者の安全確保が急務となっている。

また、教育・保育ニーズが多様化してきている原因として、核家族化の進行や共働き世代の増加が考えられ、今後ともこの傾向が続くと想定される。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用的手段には馴染まないため、取用の手段を講じることが合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

高島町建設課

山形県告示第427号

次の開発行為は、完了した。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成26年2月17日 指令置総建第70号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
長井市緑町9番4、9番5、9番6、9番7、9番8、9番9、9番13、9番15、9番16、9番17、9番18
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
長井市今泉552番地
株式会社うめや

教育委員会関係

告 示**山形県教育委員会告示第6号**

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成26年4月22日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年4月24日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎1001会議室
- 3 議 題
(1) 山形県うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の募集について
(2) 山形県社会教育委員の委嘱（任命）について
(3) 平成26年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
(2) 日時 平成26年6月2日（月）午前10時
- 2 入札に付する事項
(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 契約期間 契約締結の日から平成29年6月30日まで
(4) 履行場所 仕様書による。
(5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成26年7月1日から平成29年6月30日までの期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成26年5月20日（火）午後3時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication

Network VLAN transmission line L2 access communication services for single public office, 1 set.

(2) Time-limit for tender: 10:00A.M. June 2, 2014

(3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 平成26年6月2日（月）午前10時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成29年6月30日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成26年7月1日から平成29年6月30日までの期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成26年5月20日（火）午後3時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services required: Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network management and maintenance, 1 set.

(2) Time-limit for tender: 10:30A.M. June 2, 2014

(3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2098

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）

(2) 日時 平成26年6月2日（月）午前11時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークインターネット接続回線サービス 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成29年6月30日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

(5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成26年7月1日から平成29年6月30日までの期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当 電話番号023(630)2098
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の役務の仕様と適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成26年5月20日（火）午後3時まで山形県企画振興部情報企画課基幹ネットワーク調整担当に提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様と適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
 - (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
 - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services required: Internet connection service of the Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network, 1 set.
 - (2) Time-limit for tender: 11:00A.M. June 2, 2014
 - (3) Contact point for the notice: Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL

023-630-2098

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成26年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年8月23日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成26年6月2日（月）から平成26年6月13日（金）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形市松波二丁目8番1号山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課において平成26年6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023-630-2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。

調理師法施行令（昭和33年政令第303号）第2条の2第2項の規定により、次のとおり指定試験機関の名称を変更する旨の届出があった。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出をした指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

社団法人調理技術技能センター

東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号

2 変更前の指定試験機関の名称

社団法人調理技術技能センター

3 変更後の指定試験機関の名称

公益社団法人調理技術技能センター

4 変更しようとする年月日

平成26年4月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成26年8月22日まで縦覧に供する。

平成26年4月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）庄交ショッピングセンター

鶴岡市千石町3番地8外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号

代表取締役 早坂剛

株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号

代表取締役 大川奈津子

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号

代表取締役 大川奈津子

未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年12月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,749平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 158台

(2) 駐輪場の収容台数 30台

(3) 荷さばき施設の面積 105平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 29.49立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 株式会社主婦の店鶴岡店 午前9時から午後11時まで

ロ 未定 午前9時から翌日の午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成26年4月7日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年8月22日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見